

令 和 3 年 1 1 月 1 日 美浜区選挙管理委員会事務局 電話 270-3200 内線 96-210

最高裁判所裁判官国民審査における投票用紙の交付誤りについて

令和3年10月31日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査において、 国民審査の投票用紙を1人の選挙人に誤って2枚交付し、投函されたことが判明しましたの で、お知らせします。

1 誤りのあった投票所

美浜区第22投票所 打瀬小学校

2 事案の概要

10月31日(日)午後4時過ぎ、第22投票所に来場した選挙人1人が、国民審査の投票用紙を2枚投函しようとしていることに投票管理者が気付いたが、そのまま投函した。当該選挙人に確認したところ、2枚交付されたため、2枚とも投函したとのことであり、用紙交付係が誤って1人に2枚の投票用紙を交付してしまったものと考えられる。

なお、選挙人が投票用紙を2枚投函したことは確認したものの、事情を聞く前に当該選挙人がすぐに退出してしまったため、特定は出来ていない。

3 当該投票の取り扱い

すでに投函され特定できないことから、仮に内容が正しく記載されている場合、どちら も有効票として扱われる。

4 再発防止の取り組み

区内各投票所には、二重交付とならないよう、注意喚起を行った。

なお、市内他区の各投票所については、市選挙管理委員会から、各区選挙管理委員会へ 本事例の周知を行い、二重交付を行わないよう市内全投票所に注意喚起を行った。